

○簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定書

大洲市（以下「甲」という。）と大和リース株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合の避難所用簡易間仕切りシステム（以下「簡易間仕切り」という。）の備蓄、保管、運搬に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 簡易間仕切りとは、特定非営利活動法人ボランティア・アーキテクト・ネットワーク（代表理事 坂茂）の考案した技術、資材、ノウハウを使用したものとし、乙と使用承諾を約した協定に基づくものとする。

（調達・保管及び数量）

第2条 乙は、簡易間仕切りの資材を調達し、又は製造し乙の施設に保管するものとする。

2 調達数量及び保管場所は、別途甲乙協議して決定する。

（運搬・設置）

第3条 災害が発生した場合、甲は、設置場所及び該当数量を決定し乙に通知する。但し、第2条第2項に定める数量を限度とする。

2 乙は、できる限り速やかに甲が通知した場所に乙又は乙の委託した者が簡易間仕切りを運搬するものとする。但し、乙又は乙の委託する者が運搬できない場合、又は速やかに運搬できない場合は、甲又は甲が指定する者が運搬を行うことができるものとする。その場合、乙は運搬が可能となるよう梱包等の準備を行い円滑な運搬に協力するものとする。

3 簡易間仕切りの設置は、甲又は甲の指定した者が行うものとする。

（費用等）

第4条 簡易間仕切りの保管及び運搬は、乙が行い、その費用を負担するものとする。

2 前項に定める費用の負担は、第2条に定める簡易間仕切りを対象とし、それ以外は、負担の責を負わない。

（協力等）

第5条 甲は、甲が行う災害等に備えた訓練等において簡易間仕切りが必要であるときは、乙に対しその供給を要請できるものとする。

（期間）

第6条 この協定の有効期間は、締結日から2年間とする。但し、有効期間満了の日の3カ月前までに更新の申し入れができるものとし、甲及び乙は協議して決定するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙が協議して決定するものとする。

（反社会的勢力に関する表明）

第8条 甲及び乙は、この協定の締結時及び締結後において、自己が暴力団、暴力団関係企業その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力の支配又は影響を受けていないこと並びに自己の役員、従業員及び関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないことを表明し、保証する。

2 甲又は乙は、相手方が前項に違反した場合、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また催告等の手続きを要せず直ちにこの協定を解除し、被った被害の賠償を請求することができる。

3 甲又は乙は、前項に基づく解除により相手方が被った被害につき、一切の義務及び責任を負わない。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年6月10日

甲 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市
市長

乙 大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号
大和リース株式会社
代表取締役社長

別紙

簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定第2条第2項に定める調達数量及び保管場所は、次のとおりとする。

調達数量	100セット
保管場所	香川県三豊市詫間町松崎2812 大和リース株式会社 四国デポ